

職業紹介事業・労働者派遣事業分野に係る事業分野別指針の一部を改正する件

令和3年7月30日
厚生労働省
職業安定局
雇用政策課
民間人材サービス推進室

本告示は、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和3年法律第70号）により、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）の一部が改正され、経営力向上計画の認定対象の変更等の措置が講じられたこと、また、改正後の中小企業等経営強化法第3条第1項の規定に基づき、中小企業等の経営強化に関する基本方針（令和3年厚生労働省、経済産業省告示第1号）が定められたことから、職業紹介事業・労働者派遣事業分野に係る事業分野別指針（平成31年厚生労働省告示第64号）について、引用している用語や条文のズレ等の技術的修正を行うものであり、行政手続法（平成5年法律第88号）第39条第4項第5号及び第8号に該当するため、意見公募手続を実施しませんでした。

※ 行政手続法（抄）

（意見公募手続）

第三十九条 命令等制定機関は、命令等を定めようとする場合には、当該命令等の案（命令等で定めようとする内容を示すものをいう。以下同じ。）及びこれに関連する資料をあらかじめ公示し、意見（情報を含む。以下同じ。）の提出先及び意見の提出のための期間（以下「意見提出期間」という。）を定めて広く一般の意見を求めなければならない。

2・3 （略）

4 次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の規定は、適用しない。

一～四 （略）

五 他の行政機関が意見公募手続を実施して定めた命令等と実質的に同一の命令等を定めようとするとき。

六・七 （略）

八 他の法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理その他の意見公募手続を実施することを要しない軽微な変更として政令で定めるものを内容とする命令等を定めようとするとき。